CAN DO "可能性への挑戦"

第43号

金田会計事務所通信

【 偶然などない 】

熊本地震の情報がメディアを通じて知らされるたびに日本では天災からの日常生活の崩壊を避けることは難しいとあらためて痛感させられます。苦境に陥った人たちの助けになりたいとの思いと共に被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

悲しみや絶望に沈む人には困難なことですが、これからも前進しようとする者は目の前に生じた出来事に敏感になるべきです。厳しい現状や大きな環境の変化に戸惑い、疲れ果ててしまいそうになることもあるでしょう。これ以上のことは無理だとか、もう楽をしたいとかの思いも湧き出てくるはずです。人生はこんなことの連続かもしれません。

精神や肉体をむしばむような行為には反対ですが、逆に頑張ることをしない又はやめなさいというような現在の安易な風潮にも気になります。<u>私たちのストレスの原因は問題が解決しないことであって、ただ休めばいいということではないからです</u>。

たまたま出会った人からのたわいもない話、旧友からのお誘いメール、親兄弟からの電話。自分がピンチに陥っているさなかではわずらわしさしか感じないかもしれません。しかし、意外と自分の置かれている状況のヒントになることが少なくありません。まさに天からのメッセージであると言っても大げさではないのです。ただ、惜しむらく、自身に心の余裕がなく受け止めることができない場合が多いのです。

私たちの**目の前に起こることは偶然ではありません**。すべての現象は必要なことなのです。そのように信じ常に心の姿勢を正し、今までのことをもう一度見直してみれば、ピンチと思われていたことが新しい扉を開くカギであったことが必ずわかるのです。

金田 康良 2016年 5月



消費権の引出が上軽威権導入でどうなる?

引上げの再延長がないとすれば、平成 29 年 4 月 1 日から消費税の税率が 10%になるとともに軽減税 率の導入がされる予定です。それにより私たちの実 務の現場はいったいどうなるのでしょうか?



【消費税率】

消費税の標準税率の引き上げ 10%(国税 7.8%、地方税 2.2%)と同時に、軽減税率8%(国税 6.24%、地方税 1.76%)が導入されます。

	現行	平成 29 年 4 月 1 日以降
標準税率	8%(国税 6.3%、地方税 1.7%)	10%(国税 7.8%、地方税 2.2%)
軽減税率	_	8%(国税 6.24%、地方税 1.76%)

(注)旧標準税率である 8%と軽減税率の 8%は国税と地方税の内訳が違うため、経理担当者はその区別が必要になります。

【軽減税率対象品目】

①酒類・.外食を除く飲食料品





- ②週2回以上発行される新聞(定期購読に基づくもの)
- (注1)対象となる飲食料品は販売者が人の食用として販売するものに限り、工業用食塩や生きた家畜の販売などは対象となりません。
- (注 2)義務教育の学校給食や有料老人ホームの食事(一食 640 円以下、1 日 1,920 円以下に限る)は軽減税率の対象となりますが、社員食堂や学生食堂での食事は対象となりません。
- (注3)そばやピザの出前は対象となりますが、ケータリング・出張料理は対象となりません。
- (注 4)おもちゃ付きのお菓子などの一体資産で税抜価額が 1 万円以下で、かつ、食品の価額 が 2/3 以上を占める場合は軽減税率の対象となります。

【帳簿及び請求書等の記載と保存】

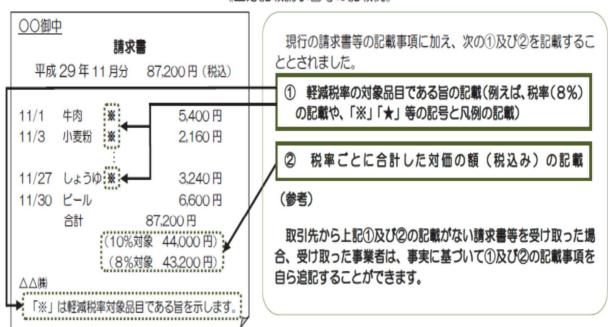
本来、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定ですが、平成 29 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間についてはその準備期間として、区分記載請求書等保存方式により請求書の発行及び保存が義務付けられます。

【区分記載請求書方式とは】



	請求書への記載事項	帳簿への記載事項
現行制度(平成 29	請求書発行者の氏名・取引	課税仕入の相手方の氏
年 3 月 31 日まで)	年月日・取引内容・対価の	名·取引年月日·取引内
43731 D&C/	額·請求書受領者名	容・対価の額
区分記載請求書	(上記に加え)	(上記に加え)
方式	①軽減税率の対象である旨	軽減税率の対象である旨
(平成 29 年 4 月 1	②税率ごとに合計した対価	
日~平成 33 年 3	の額	
月 31 日まで)		

《区分記載請求書等の記載例》



(注)免税事業者であっても課税事業者から区分記載請求書等の発行を求められる場合が考えられます。

【軽減税率の売上税額の特例計算】

標準税率と軽減税率の売上が混在する事業者でその区分が困難である場合は、基準期間(前々年度)の課税売上金額が 5,000 万円以下であれば平成 29 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日まで、それ以外の事業者は平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日まで、簡易な方法により計算することができます。

- ①仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業者
- ⇒ 卸売業。小売業に係る売上に**小売等軽減仕入割合**で売上税額を計算
- ②①以外の事業者
- ⇒ 連続する 10 営業日の売上のうち売上総金額に占める軽減税率売上の割合をもとに計算
- ③①、②の計算が困難な場合
- ⇒ 売上割合を 50%として計算





【軽減税率の仕入税額の特例計算】

★仕入を税率ごとに区分することが困難である事業者 平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで

- ①売上げの税率を管理できる卸売業・小売業者
- ⇒ 仕入金額に小売等軽減税率割合を乗じて軽減税率対象仕入とする。
- ②①以外の事業者

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者:簡易課税制度の適用 それ以外の事業者:簡易課税制度の適用(要届出)

(注)課税期間中での届出もOK

紙面の都合上、要約した内容での記載となりましたが、実務の現場では重要で、かなり大変な作業となりますので、不明な点はお気軽にご相談ください。また、**適格請求 書等保存方式**の解説など第二弾の掲載も予定しております。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 サンキュウビルディング10階 TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail: info@kaneda-kaikei.com URL: http://kaikei.asia/